

政府の宇宙開発利用体制について

平成 23 年 6 月 6 日

松井 孝典

1. 宇宙開発戦略専門調査会における宇宙開発利用体制の検討経緯

- 平成 20 年 5 月 28 日 宇宙基本法制定 附則第 2 条、3 条、4 条(別添)
- 平成 20 年 10 月～ 宇宙開発利用体制検討ワーキンググループにおいて検討(計 6 回)
- 平成 21 年 3 月 中間報告とりまとめ
- 平成 22 年 12 月 20 日 第 10 回宇宙開発戦略専門調査会において、体制問題について平成 24 年度予算要求までに結論を出すということで合意された

2. 宇宙開発戦略専門調査会宇宙開発利用体制検討WG中間報告において「必要である」、「適当」又は「望ましい」とされたこと(抜粋)

- (1) 宇宙開発委員会に関すること
 - ① 宇宙開発委員会について、JAXA に関して行っている宇宙開発に関する長期的な計画の議決などの機能については廃止する。
- (2) 内閣府に関すること
 - ① 内閣府は、宇宙開発戦略本部の下で、基本計画を着実に推進し、宇宙開発利用に関する基本的な政策の企画立案、推進、総合調整、フォローアップを行う。
 - ② 内閣府は本部及び内閣府における政策の企画立案機能を強化するため国際情勢や技術動向等に関する調査・分析体制を整備するとともに専門人材を確保する。
 - ③ 内閣府は産学官等の多様な利用コミュニティの形成を推進し、政策形成に反映するため、「宇宙開発利用推進連絡会議(仮称)」を開催する。
 - ④ 本部や内閣府だけでなく、防衛、情報収集等の分野の側においても、宇宙の利用をより総合的に推進するための体制の充実を図る。防衛省は関係府省、宇宙機関等の民生部門の研究開発との連携による協力関係を構築する。

- ⑤ 内閣府は外務省等と協力して、国際社会への貢献、途上国支援等の宇宙を活用した外交及び我が国の宇宙産業を支援するトップセールス等の宇宙のための外交を推進する。
- ⑥ 内閣府は宇宙活動法に基づき許認可等を行うものとし、そのための新たな事務を処理するための体制を整備する。内閣府は宇宙開発委員会の技術的専門的事項に係る機能のうち安全規制に関する事項について移管を受ける。内閣府は外部の専門家等により安全基準の設定や事故等の調査に関して技術的専門事項の審議等を行うための体制を整備する。内閣府において打上げに関する許認可等に係る安全審査や事故調査を行う部門については、宇宙開発利用を振興・推進する部門との適切な牽制関係を持たせる。

(3) JAXA に関すること

- ① JAXA 法の目的条項を基本法と整合させ、JAXA を我が国宇宙開発利用全体の中核的機関と位置づける
- ② 利用府省や産業界など利用コミュニティが JAXA の実施するプロジェクトの進行管理に関わり、利用コミュニティ側のミッション要求を適切に JAXA のプロジェクトの実施に反映できる仕組みを構築する。
- ③ 我が国産業の振興を図るために業務を行うことを JAXA の重要な目的の一つとして明確化する。
- ④ JAXA は ISAS について、学術研究部門としての独立性を尊重した運営体制を構築することにより、研究者の自由な発想に基づく研究開発を行う。
- ⑤ JAXA について、我が国産業の振興を図るために業務を行うことを重要な目的の一つとして明確化し、宇宙実証を行うなど、我が国産業が JAXA の成果を活用できるようにする。

3. 内閣府の所掌について更に検討すべき事項

宇宙開発利用体制検討WGにおいては、前述のように内閣府で具体的に行う業務の相当程度部分についてコンセンサスが形成されているが、それ以外の内閣府の所掌及びJAXAの所管については、別添のような様々な案が示されている。抽象的な組織論ではなく、現在の宇宙政策で対応すべき内容に則して体制の在り方を整理すると以下のようなになる。

(1) 宇宙予算の戦略的な配分と多様な施策の連携のための体制整備

①対応すべき内容

メリハリのついた強力な宇宙政策を推進していくためには、現在の各省庁の所管を越えて宇宙予算の戦略的な配分を行うとともに産業基盤維持、研究開発等の多様な観点を踏まえ委託費、補助金、官民連携、需要保証等の多様な施策を組み合わせた宇宙政策を推進することのできる体制を構築することが必要である。

②対応策

このような体制を構築する方法としては、文部科学省、経済産業省の宇宙開発部門を内閣府に一元化し、JAXAの主管を内閣府とする案が最も適切ではないか。

宇宙開発戦略本部及び内閣府の総合調整機能を強化するという考え方については、各省庁の所管を越えて、宇宙予算の戦略的な配分を行うことが本当にできるか。そのためのアイデアとして、一部の委員から調整費を内閣府に計上するという考え方が示されているが、金額、運用の両面で実効的なものができるか。

(2) 複数省庁の所管分野に利用がまたがる共通基盤的な実用システムの開発・整備・運用のための体制整備

①対応すべき内容

我が国の宇宙の実用化は、これまで、気象、通信、放送などの分野で大きく進んできた。衛星測位に代表される複数の省庁の所管分野に利用がまたがる共通基盤的な実用システムの担当官庁を決める必要がある。

②対応策

このような実用システムの開発・整備・運用の主体については、責任主体の明確化の必要性、機動的・戦略的な意思決定の必要性などに鑑みれば、内閣府の分担管理事務とすることが適切ではないか。

一部の委員からは、利用を進めるためには利用省庁が開発・整備・運用を行うべきであるという考え方が示された。このような考え方は、前述のように責任主体の明確化、機動的・戦略的な意思決定の必要性に鑑みて適切ではなく、また、JAXAのALOSシリーズが事実上は実用システムであるにもか

かわらず、複数存在する各利用省庁ではなく文部科学省が担当することによりこれまで進められているという実態からみても、現実的ではないのではないか。

なお、実用システムの開発・運用・整備を担当する省庁と各利用省庁が連携して利用の促進に取り組む必要があることは言うまでもない。

(3) 利用の推進

①対応すべき内容

我が国はこれまで、利用につながることを期待してリモートセンシングをはじめとする宇宙システムを開発・運用してきたが、宇宙システムの利用、なかでも行政分野における利用は不十分である。

②対応策

内閣府宇宙部門が衛星毎にばらばらになっているリモートセンシングデータの利便性を高めるために共通プラットフォームを整備するとともに、宇宙システムを政府全体で最大限活用する体制を構築するために、内閣府に利用促進のための調整費を計上し、各省における利用の取組を推進することが必要ではないか。

4. JAXAの所管について検討すべき事項

JAXAの所管は内閣府の所掌の在り方により結論が左右される部分はあるが、他方、宇宙開発利用体制検討ワーキンググループの中間報告において、JAXA法の目的条項を基本法と整合させ、JAXAを我が国宇宙開発利用全体の中核的機関と位置づけることや我が国産業の振興を図るために業務を行うことをJAXAの重要な目的の一つとして明確化することなどについてコンセンサスが得られた。このことを踏まえてJAXAの所管の在り方を検討するべきではないか。

5. その他各委員から提示された論点について

これまで、宇宙開発戦略専門調査会委員に声を掛けて2回議論を行った。一部の委員からは書面を受け取った。また、いわゆる宇宙コミュニティの関係者からも幅広く意見を募る場を設けた。

多くの関係者からは、内閣府に文部科学省と経済産業省の宇宙開発関連業務を一元化する体制の構築が最適との意見を受け取った。他方、一部の委員からは内閣府に強力な宇宙政策推進のための組織を設けると、タテ割になるとの懸念があったが、宇宙開発利用は、宇宙基本法にもあるとおり国民生活一般、産業、外交・安全保障、科学・技術など多面的な分野と連携して進めるべきであることは当然である。同時に宇宙という固有の政策分野があることも忘れるべきではない。諸外国は宇宙活動の自律性を確立するとともに宇宙空間の利用を安全保障を含め進めるために国家をあげて取り組んでいる。2. 及び3. にある形で内閣府に強力な宇宙部門を設ける一方で、全閣僚メンバーで構成する宇宙開発戦略本部でこれらの多面的な事項と整合性をとりながら宇宙政策を強力に進める体制を政府内に確立すべきではないか。

1. 宇宙基本法 附則

(本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等)

第二条

政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討)

第三条

政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)

第四条

政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 内閣府の在り方について示された各案

案イ：内閣府が政府全体の宇宙関係予算の資源配分に係る総合調整を行うことはもとより、内閣府に宇宙利用促進のための調整費又は促進費を計上して、内閣府が主導的に関係府省の宇宙利用を促進する仕組み。

案ロ：内閣府が、関係府省の宇宙開発に係る総合調整機能を予算管理により確実に担保するために宇宙開発予算のうち重要な事業の予算を一括計上し各府省に移し替えて各府省に執行させる方法。

案ハ：関係府省の重要な事務を内閣府に一元化して内閣府が自ら実施する方法。

3. JAXAの所管の在り方について示された各案

- 案1：内閣府は、総合調整機能により、宇宙基本計画等のJAXAの業務運営への反映を担保、JAXAの所管関係は、現行を維持。
- 案2：案1に加えて、利用ニーズのJAXAの業務運営への的確な反映のために、経済産業省、国土交通省等に係る事務を新たにJAXAに実施させ、当該業務に係る府省を共管府省に追加。
- 案3：宇宙開発利用に係る政府全体の共通事務を一元的に実施するため基盤的技術開発等の重要な事業を内閣府が自ら実施することとし、JAXAの当該業務の所管を内閣府に変更、内閣府をJAXAの主管とし、(案1)又は(案2)の所管府省は共管府省とする。
- 案4：内閣府は、現在、関係府省が行っている宇宙開発利用に関する事務を一元的に実施することとし、JAXAは、内閣府の専管とする。